

HLW 最終処分場の誘致事例における課題*

Points for Invitation Cases of High-Level Radioactive Waste Disposal Site *

上村祥代**・川本義海***

By Sachiyo KAMIMURA**・Yoshimi KAWAMOTO***

1. はじめに

原子力発電における使用済み燃料には、まだ使用可能なウランやプルトニウムが含まれており、再処理を行うこととされている。そして、再処理後に残る高レベル放射性廃棄物 (High-Level radioactive Waste 以下「HLW」) についてはガラス固化体とし、地下深く(地上から300m以下)に最終処分することが2000年に成立した法律で定められているが、まずは30～50年間程度冷却貯蔵した後最終処分することとなっている¹⁾。

現在、そのHLW貯蔵管理センターが設けられている自治体が青森県六ヶ所村にある。しかし、その後続くHLW最終処分場の地は未だ決まっていない。こうした中、HLW最終処分場の誘致に関して話題に上がった自治体は日本各地で数箇所存在するが、応募にすらいたっていないのが現状である²⁾ (応募したがすぐさま撤回にいたったケースを除く)。このような状況下、国の最終処分に関する計画に基づき2010年には概要調査を開始し、2033～2038年頃を目途に最終処分を開始するという事業計画³⁾が立案されているが、現状と事業計画を照合しても無理が生じているため、この現状を打破する必要がある。

HLW最終処分場に関する既存研究としては、リスクコミュニケーションといった合意形成を図るものおよび市民の意識に着目したものが比較的多いが、日本各地で浮上したHLW最終処分場の誘致問題に至った経緯や応募にいらなかった点などに着目した研究は今のところみられない。

そこで本研究では、上述したHLW最終処分場の誘致事例を教訓とするために誘致問題が浮上した自治体に対し、どのような経緯で誘致問題が浮上し始めたのか、なぜ誘致撤回にいたったのか、また誘致撤回後の状況などの調査を実施し、今後の課題を明らかにすることでHLW最終

処分場の誘致を進める上での留意すべき点を見極める。

2. HLW最終処分場の公募に関する概要

(1) 公募にあたってのHLW最終処分場選定手順

事業者である原子力発電環境整備機構(以下「NUMO」)が示す選定手順に、本研究での調査結果(図1中①および②)を加えたものを図1に示す。ここでは、自治体が応募してから、主に三つの段階を踏むことでHLW最終処分場の候補地としての調査が進められる⁴⁾。

実態としては、応募にいたる前(図1中の①)の段階で市町村長・議長・知事などのメンバーでNUMOを招いての説明会が開催され、その後住民も含めたシンポジウムや原子力関連施設の見学などの勉強会が開催されるケースが多いが、誘致撤回にいたっている。また、第一～第三段階における図1中の②では、市町村長および都道府県知事の意見が重要とされていることがわかった。

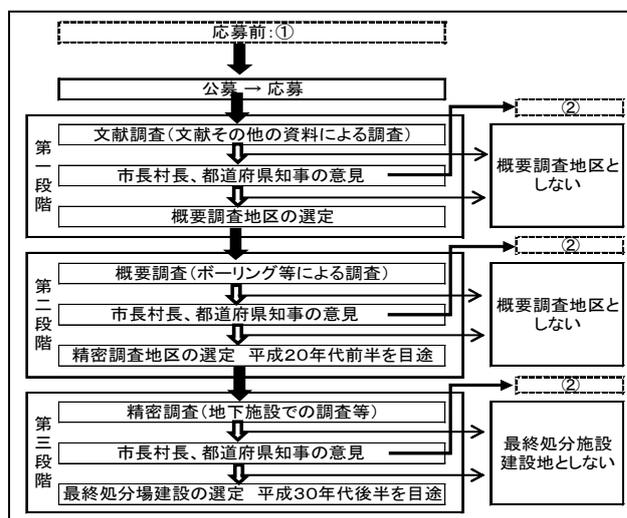


図1 HLW 最終処分施設建設地の選定手順

(2) 自治体との関わり方

HLW最終処分事業を長期間進めるにあたり、NUMOは「地域と共に発展し、事業に対する信頼を得て、地域の人々と話し合いを行いながら関係を築くことが重要」といった地域との共生方策⁴⁾を掲げている。そこで、地域共生に向けてHLW最終処分施設の建設・操業に伴い予

*キーワード: 計画手法論、市民参加、地域計画

**学生員、福井大学大学院工学研究科

(福井県福井市文京3丁目9-1 TEL:0776-27-8763

E-mail:sk02350141@yahoo.co.jp)

***正員、博(工)福井大学大学院工学研究科

(住所およびTEL:同上 E-mail:traffic@hotmail.co.jp)

想される経済効果、加えて応募した市町村及び周辺地域に電源立地地域対策交付金や国の電源三法交付金制度などが交付されことになる。なお、交付額の配分は、少なくとも半額以上が応募自治体に交付される。このように、交付対象地域の中には、応募した自治体の他に周辺地域にも交付するとされているが、具体的にどこまでを周辺地域と定めているのかが明記されていない。また、HLW最終処分場の誘致について議論を行う際、周辺地域を交えての検討が望ましいのだが、実態としてはHLW最終処分場の誘致問題が浮上した自治体のみで動き出した後に、周囲に誘致問題が知れ渡るためHLW最終処分場の誘致に対し反発が起きている。聞いていないなどの混乱を抑えるためにも、情報共有のあり方が問われていると考える。

3. 日本各地で浮上したHLW最終処分場誘致の現状

(1) HLW最終処分場誘致が浮上した自治体

HLW最終処分場誘致が浮上した自治体を表1に示す。事業者であるNUMOが2000年10月に設立されてから、約3年後の2003年4月に福井県和泉村（現 大野市）でHLW最終処分場の誘致問題が話題に上がった。その後、現在

表1 HLW 最終処分場誘致が浮上した自治体

自治体	HLW処理場誘致が浮上した年月
福井県和泉村（現 大野市）	2003年4月
高知県佐賀町（現 黒潮町）	2004年2月
熊本県御所浦町（現 天草市）	2004年4月
鹿児島県笠沙町（現 南さつま市）	2005年1月
長崎県新上五島町	2005年7月
鹿児島県宇検村	2006年8月
滋賀県余呉町	2006年8月 (2005年10月に断念したが、再浮上)
高知県東洋町	2006年9月
高知県津野町	2006年9月
大阪府能勢町	2006年10月
長崎県対馬市	2006年12月
青森県東通村	2007年1月
福岡県二丈町	2007年2月
鹿児島県南大隅町	2007年3月
秋田県上小阿仁村	2007年7月
青森県中泊町	2007年12月
北海道夕張市	2008年5月

(2008年7月中) までには、計17の自治体でHLW最終処分場の誘致問題が浮上しており^{2) 5)}、2005年7月に長崎県新上五島町でHLW最終処分場の誘致問題が浮上したのをかわきりに、日本各地で続々と浮上してきている。したがって、HLW最終処分場の誘致問題が続々と浮上し始めた要因は何かを押さえる必要があり、今後具体的に調査を行うこととする。

(2) HLW最終処分場における誘致の動き

HLW最終処分場の誘致問題が浮上した経緯や問題点な

表2 HLW 最終処分場の誘致問題が浮上した経緯⁶⁾

自治体	HLW最終処分場誘致が浮上したきっかけ	HLW最終処分場誘致の検討理由	行政・住民の反応（言行動）	誘致検討の結果
福井県和泉村（現 大野市）※①	村議の一部がNUMOにアプローチ。	地域振興の検討材料。	・村関係者は、情報収集しただけで立地を検討しているのではない。 ・池尾長久村長は、処分場に關する「検討をおこなう」と明示した。 ・NUMOの担当者を招き説明会を数回開き、2004年12月8日に町議会に、調査区域への応募と最終処分場の誘致を求める請願を提出した。	2003年4月30日、和泉村は「立地要件」を考慮、公募についての検討を断念すると発表。 2004年9月16日、佐賀町議会、処分場誘致議論を不採択とした。
高知県佐賀町（現 黒潮町）※②	公募を知った町民の一部が誘致検討。	—	・周辺自治体の批判、町民や県民から多くの反対意見が寄せられた。 ・平八重昭男議長は「議会は全会一致で誘致構想に反対する」と発言した。	2004年4月7日、御所浦町と議会在共に白紙撤回を表明。 2005年1月7日、町長は白紙撤回を表明。
熊本県御所浦町（現 天草市）※③	町議会が誘致を求めた。	—	・井上町長は、県民感情や近隣市町の意向もあり県全体に波及する問題、基本的に反対の意向を示した。	金子知事は、2005年8月24日に反対の姿勢を明確にした。
鹿児島県笠沙町（現 南さつま市）※④	中尾昌作町長が、町役場で会見し、誘致する考えを明示した。	・交付金を使って町民のための町づくりをしたい、今すぐ施設ができるわけではない。20年以上かけて道地かどうかの調査するための応募。 ・将来の一つの選択肢として考えてみようという段階。	・元山村長によると「勉強のために」と説明会を要請し、村内で6月下旬、村議全員と村長や助役ら幹部を対象に、さらに7月中旬、村商工会の役員を対象に説明会が開かれた。 ・説明会に参加した建設業者は「HLW施設は財政的に村の振興に繋がるのかもしれないが、安全性などに不安がある。近隣市町村からも反発があるのではないかと話した」。	2006年8月25日、町長は記者会見し「処分場における検討作業は一切おこなわない」と表明した。
長崎県新上五島町※⑤	上五島町出身で原子力関係の専門家である人物が町への誘致を提案。	・周辺自治体との合併を断念しており、元山三郎町長は、村単独で生きるため、企業誘致の選択肢の一つとした。	・松村良幸市長は、反対の意向を示した。 ・反対住民は、2007年2月23日に「核のゴミと対馬を考える会」を結成し、活動を開始。	2006年8月25日、町長は記者会見し「処分場における検討作業は一切おこなわない」と表明した。
鹿児島県宇検村※③	—	—	・熊本知事は国の手法を問題視し、否定的なことを明示した。 ・田嶋町長が全国で初めて応募した。 ・北川村、養津利町、田野町が東洋町へ決議文。	—
滋賀県余呉町※⑥	2005年10月にいったんは断念したが、再び誘いたいと発言した。	・交付金での財政立て直し。	・滋賀県の尾田知事は「近畿1400万人の水資源に多くの人が不安に思う処分場はふさわしくない」と反対の意向を表明した。	畑野町長は、2006年12月6日に記者会見し、応募断念を発表した。
高知県東洋町※②	田嶋祐起町長は誘致検討の理由を述べ、NUMO企画商工会の業務による説明会を開催。	—	・「誘致反対運動を求める町民有否も障情書を提出した」。	—
高知県津野町※②	町民有志が町議会に障情書を提出。	—	—	—
大阪府能勢町	—	—	—	—
長崎県対馬市※①	住民と市議が、NUMOを招き勉強会を開催。	・地域住民から、説明が聞きたいとの要望があった。誘致前提の会合ではない。	—	2007年3月25日に対馬市議会が受け入れ反対を決議。
青森県東通村※④、⑦	東通村議会有志が勉強会を開催。	—	・坂名副知事は、県として関知しない話。勉強会の内容や目的は分からないが、本県を最終処分地にしないという県の立場にまったく変わりはないと述べた。 ・南川誠一議長は「（前夜の）住民との懇談会でも勉強会に關しての質問が出たが、住民にきちんと説明できるようにするためにも参加する」と意欲をみせた。	2008年1月25日、青森県を最終処分場にしないと確約した。
福岡県二丈町※①	一部の町議が中心となり、地元建設業者や町幹部らとともにNUMOの職員を招いた説明会が町内で開かれた。	—	・NUMOからの説明会を数回開き、茨城県東海村の原子力関連施設への視察も実施した。 ・筒井町長は「2004年ごろに誘致話を聞いたが断った。今回の動きは寝耳に水で、迷った話」と述べた。	—
鹿児島県南大隅町※⑧	大隅町がNUMOを招き、町長や助役、町議会議員らについて勉強会を開催。	—	・伊藤祐一知事は反対を表明。	2007年3月27日、「知事が反対ならあきらめる」と述べた。
秋田県上小阿仁村※⑧	小林村長が誘致の検討の可能性を検討しは、財政再建の一環としての魅力的にめた。	・小野町長は、住民などの理解が不可欠。まだ白紙で事業全体を調査したい。	—	2007年7月28日、村議会全員議会の場で町長は断念した。
青森県中泊町※④	中泊町議会定例会の一般質問で勉強会を開き、誘致しては、議員から出された。	・事故があれば町に（放射性物質などが）飛んでくるのに町には財政的な意思がない。安全性に問題がないなら誘致したらどうか」と強く提案した。	・小野町長は、同処分場をめぐって東通村議會有志が勉強会を計画し、県が難色を示している状況を踏まえ、（1）東通村には原子力関連施設があり、町とは立場が違う（2）県の協力を得るのが難しいなどと、否定的に考える理由を説明した。	—
北海道夕張市※③	会議所が検討し始めた。	・地域活性化。	・市長はこれまで「夕張をどうするかは市民が議論して決めなければならぬ」として態度を明らかにしていなかった。	2008年6月13日、藤倉市長は、処分場について市民合意が得られず、自然との調和や市民の安心・安全にも反し「検討の余地はない」とした。

※〔補注〕 参考文献6) : ①毎日新聞、②高知新聞、③西日本新聞、④東奥日報、⑤長崎新聞、⑥朝日新聞、⑦産経新聞、⑧共同通信

などを把握するため、インターネット上の記事⁶⁾を基に作成した表を示す(表2)。表2における「HLW最終処分場誘致が浮上したきっかけ」、「HLW最終処分場の誘致検討理由」、「行政・住民の反応(言行動)」、「誘致検討の結果」をそれぞれ総合的に見た結果を以下の①～④に示す。

① 「HLW最終処分場誘致が浮上したきっかけ」

主に市町村議の一部や町村長がNUMOを招き勉強会を開催していることが誘致問題に取り組むきっかけとして挙げられている。また、比較的少ないケースではあるが、住民の有志によってNUMOを招き勉強会を開催していることも挙げられている。

② 「HLW最終処分場誘致の検討理由」

交付金を使って財政再建やまちづくりを形成していくという検討理由が多数を占めている。その他は、地域住民からHLW最終処分場事業の説明が聞きたいという要望がよせられたことや、企画業務の一部として検討を行っていくといった理由が挙げられている。

③ 「行政・住民の反応(言行動)」

まずは行政側の反応を見ると、情報収集を行っただけで立地検討ではない点、また自治体ベースの動きであるため、各都道府県を代表するトップ(知事)がHLW最終処分場の誘致検討を把握していなかった点が挙げられている。そのため、検討段階であっても聞いていないといった状況を避けるため、情報共有のあり方が問われていると考える。

次に、住民側の反応を見ると、主に勉強会といったものには意欲的に参加するが、HLW最終処分場の誘致をするかの判断については反対する声が多く挙げられていた。

④ 「誘致検討の結果」

HLW最終処分場の誘致問題が浮上し始めてから、約1～8ヶ月ほどの期間で自治体側は誘致しない意向を表明している。そんな中、HLW最終処分場に全国で初めて応募し、一躍有名な自治体となった高知県東洋町では、町長が周囲の合意を得ずに応募したことで、知事や周辺地域などに反発され町長がリコールに遭い新町長が選ばれた。そして、HLW最終処分場の応募自体も取り下げられる結果に至っている。

以上のことから、具体的問題点を以下の項に示す4点に集約することができた。

a) 誘致検討における情報共有のあり方

NUMOと自治体とで勉強会などを開催する際、首長に報告すべきなのかが問題となってくるのがわかった。そのため、勉強会を開く側も毅然として事前に首長や周辺地域等に報告することが必要であると考えられる。

b) 誘致検討における自治体側の受け入れ方

多くの人が安全性の面で反対の意向を示す傾向が強いことがわかった。話を聞く前から毛嫌いするのではなく、

まずは「話を聞く、意見を言う、判断する」といった対応も必要であると考えられるが、実態としてほとんど行われていない。

c) 誘致検討における首長の判断

応募することで近隣地域からの反発があるという懸念が起きるが、実際にHLW最終処分場の誘致で浮上してきた自治体と同様、近隣地域からの反発があることがわかった。

そこで仮に、浮上してきた自治体は前向きな姿勢をとっているが、近隣自治体は反対の意を示してきた場合において、都道府県(首長)としてはどのような判断をくだすのかが重要な点になると考える。

d) HLW最終処分場の操業後施策

NUMOの事業プログラムの中で管理終了後、モニュメントや公園などを設けることが可能とされていた。その地域共生方策の例としては、主に研究施設や教育施設といったものであった。しかし、地域との連携を図ることを目指すならば、地域住民が踏み入れにくい研究施設などよりも、地域住民が踏み入れやすいまちづくりの提案や施設閉鎖後の具体的な施策、プラス面(前向き)な構想を多々練っておく必要があると考える。そして、これらプラス面の施策をマイナス面と同様、住民に打ち出せることが望ましい。

4. HLW最終処分場の誘致検討に向けて

(1) HLW最終処分場の誘致における利点・欠点

HLW最終処分場誘致の利点・欠点を表3に示す^{3) 6)}。HLW最終処分場の検討・建設・運営に伴い、社会・経済的变化が予測されると思われる。そこで最終処分場の誘致における利点・欠点についてNUMOおよび自治体2つの視点で整理をおこなう。

表3 HLW最終処分場誘致の利点・欠点^{3) 6)}

	分類	項目	利点・欠点
NUMO	地域振興	<ul style="list-style-type: none"> 地域における雇用の推進 (事業に関連する) 地域企業の活用 事業ノウハウ等の移転の推進 経済波及効果 教育面文化面での貢献 電源立地地域対策交付金 電源立地地域振興指導事業や電源立地産業育成支援補助金などの各種制度 	利点
	交流	<ul style="list-style-type: none"> 地域との交流の実施 国内外の接点の実施 地域間交流イベントの実施 情報通信設備等の情報化インフラの改善への協力 	利点
	処分事業	<ul style="list-style-type: none"> 地層処分 適切な処分場の設計・施工 処分施設のレイアウト 管理終了後 放射線の影響 	利点
	環境	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境 作業環境 	利点
	処分事業費用	<ul style="list-style-type: none"> 処分地費用、合理的に見積もり困難 	欠点
自治体	技術的な信頼	<ul style="list-style-type: none"> 地層処分の技術的な信頼性を明示 表現は未見指した入工バリアー・処分地施設 	欠点
	地域振興	<ul style="list-style-type: none"> 地域における雇用の推進 (事業に関連する) 地域企業の活用 事業ノウハウ等の移転の推進 経済波及効果 教育面文化面での貢献 電源立地地域対策交付金 電源立地地域振興指導事業や電源立地産業育成支援補助金などの各種制度 	利点
	交流	<ul style="list-style-type: none"> 地域との交流の実施 国内外の接点の実施 地域間交流イベントの実施 意見が反映されるのか 	利点および欠点
	将来性	<ul style="list-style-type: none"> 将来に責任が持てる 知識がないから不安 情報が公開されるのか 安心できない 放射能漏れが不安 テロ対策 風評被害 環境汚染 近隣市町村からの反発 交付金目当てと覬覦の懸念 	欠点

a) NUMO側のHLW最終処分場誘致における利点・欠点

分類別にみると「地域振興」、「処分事業」、「交流」、「環境」が利点として挙げられており、「技術的な信頼」においては欠点であると認識されていることから、信頼性を明示していく必要があると思われる。

b) 自治体側のHLW最終処分場誘致における利点・欠点

NUMOと同様、「地域振興」に関しては利点として捉えられるが、「将来性」や「処分事業」に関する不安要素などが欠点として捉えられている。

(2) 放射性廃棄物などの受入れに関わる動き

放射性廃棄物などの受入れに関わる条例を定めた自治体を表4に示す⁷⁾。ここでは、HLW最終処分場や使用済み核燃料中間貯蔵施設計画の受入れ意向を事前に示せるよう条例が制定されている。このように、自治体側は条例を定めることで、放射性廃棄物などの誘致が話題に上らないように包囲しているようにも見える。また、条例を制定することで始めから自治体側によってガードされている状態になり、誘致検討していく上では地域に限られてくる。そして、このように条例を制定した自治体は、ほとんどが一度、放射性廃棄物などの誘致で話題に上がった自治体であり、HLW最終処分場の誘致問題で浮上した自治体も一部ではあるが含まれている。

表4 放射性廃棄物などの受入れに関する条例⁷⁾

自治体	対象物	制定日
岐阜県土岐市	土岐市放射性廃棄物等に関する条例(案)15号	1999年3月30日
* 北海道	北海道における特定放射性廃棄物に関する条例 第120号	1999年10月24日
鹿児島県西之表市	西之表市放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例 第27号	2000年7月6日
鹿児島県中種子町	放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例 第36号	2000年9月28日
鹿児島県十島村	放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例	2001年3月21日
宮崎県南郷町	放射性廃棄物等の持込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例 第7号	2004年3月25日
鳥根県西ノ島町	放射性廃棄物等の持込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例	2004年7月1日
* 高知県東洋町	東洋町放射性核物質(核燃料・核廃棄物)の持込み拒否に関する条例	2005年5月20日
* 鹿児島県宇検村	放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例	2007年6月20日
宮城県大郷町	放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例	2008年3月18日
以下から市町村合併により無効になったもの		
岡山県湯原町 (現 真庭市)	湯原町放射性廃棄物の持込み拒否に関する条例 第5号	1992年4月1日
鹿児島県屋久町 (現 屋久島町)	放射性物質等の持込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例 第34号	2000年3月30日
鹿児島県上屋久町 (現 屋久島町)	放射性物質等の持込み拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例 第36号 (改正: 第52号)	2000年12月26日 (改正: 2001年6月27日)
* 鹿児島県笠沙町 (現 南さつま市)	放射性物質等の持込み拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例 第7号	2005年3月30日

補注)「」は、HLW最終処分場誘致が浮上した自治体。

5. おわりに

本研究では、HLW最終処分場の誘致事例を教訓とするために、誘致問題が浮上した自治体に対し、HLW最終処分場誘致の経緯をおって調査することで、今後の課題を明らかにし、HLW最終処分場の誘致を進める上での留意すべき点を見極めていくことを目的とした。得られた知見をまとめると以下ようになる。

(1) HLW最終処分場に応募する以前で、誘致撤回にいたっている。また、市町村長および都道府県知事の意見が重要とされていることがわかった。

(2) 行政・住民の反応(言行動)をみた時に、誘致検討段階の状況であり、周辺地域を交えた議論を行い共に

HLW最終処分場の誘致について検討していくことが望ましいのだが、実態としてはHLW最終処分場の誘致問題が浮上した自治体のみで動き出した後に、周辺地域に誘致問題とが知れ渡るためHLW最終処分場の誘致に対し反発が起っている。聞いていないなどの混乱を抑えるためにも、情報共有のあり方が問われていると考える。

(3) HLW最終処分場の誘致が浮上してきた自治体を把握した際、2005年以降においてHLW最終処分場の誘致問題が續々と浮上してきていることがわかった。このように、HLW最終処分場の誘致問題が續々と浮上し始めた要因は何かを押さえる必要があると考える。

(4) HLW最終処分場の誘致問題が浮上した経緯や問題点を把握した。HLW最終処分場の誘致問題が浮上した経緯を把握するため、インターネット上の記事を基に整理を行い、これらを「HLW最終処分場誘致が浮上したきっかけ」「HLW最終処分場の誘致検討理由」「住民・行政の反応(言行動)」「誘致検討の結果」をそれぞれ総合的にみた。また、以上のことから具体的問題点を以下の4点に集約できた。

- a) 誘致検討における情報共有のあり方
- b) 誘致検討における自治体側の受け入れ方
- c) 誘致検討における首長の判断
- d) HLW最終処分場の操業後施策

(5) HLW最終処分場の誘致における利点・欠点についてNUMOおよび、自治体2つの視点で整理を行った。両者共に「地域振興」については、利点として捉えられる。しかし、NUMO側としては「技術的な信頼」の向上、自治体側としては「処分事業」に関する不安要素などが欠点として捉えられている。

(6) 放射性廃棄物などの受入れに関わる条例を定めた自治体の中に、HLW最終処分場の誘致問題で浮上した自治体も一部が含まれている。このように自治体側が条例を定めることでHLW最終処分場の誘致が話題に上らないよう包囲しているように見える。また、このような条例を定める自治体が増加することで、誘致検討を行っていく上での地域に限られてくることは懸念される。

参考文献

- 1) 経済産業省資源エネルギー庁放射性廃棄物等対策室：諸外国における高レベル放射性廃棄物の処分について、2007. 2
- 2) 朝日新聞：高レベル最終処分場 貧しい自治体 誘致の動き、2008. 6. 13
- 3) 原子力発電環境整備機構：処分場の概要、2007. 10
- 4) 原子力発電環境整備機構：公募にあたって～高レベル放射性廃棄物の安全・確実な処分にに向けて～、2007. 10
- 5) 末田一秀：高レベル放射性廃棄物処理地の公募に応じる各地の動き
<http://homepage3.nifty.com/ksueda/waste0305.html>
- 6) ①毎日新聞、②高知新聞、③西日本新聞、④東奥日報、⑤長崎新聞、⑥朝日新聞、⑦産経新聞、⑧共同通信：高レベル放射性廃棄物処理場の誘致問題で浮上した自治体に関する記事(インターネット上の記事)
- 7) 末田一秀：資料. 核関連施設・廃棄物拒否条例
<http://homepage3.nifty.com/ksueda/jyourei1.html>